

西アフリカ諸国経済共同体修正条約

The Revised Treaty of the Economic Community of West African States

署名：1993年7月23日（コトヌ）

効力発生：1995年8月23日

私たち、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の国家元首政府首脳、すなわち、

ベニン共和国大統領

ブルキナファソ大統領

カボベルデ共和国首相

コートジボアール共和国大統領

ガンビア共和国大統領

ガーナ共和国大統領

ギニア共和国大統領

ギニア・ビサウ共和国大統領

リベリア共和国国民統合暫定政府大統領

マリ共和国大統領

モーリタニア・イスラーム共和国大統領

ニジェール共和国大統領

ナイジェリア連邦共和国大統領

セネガル共和国大統領

シエラレオネ共和国国家暫定統治評議会議長・国家元首

トーゴ共和国大統領は、

1975年5月28日にラゴスで署名された、西アフリカ諸国経済共同体を設立した条約を再確認し、その成果を考慮し、

私たちの人民の生活水準を向上させるために、経済社会開発を奨励し、促進し、加速する最優先の必要性を意識し、

私たちの諸国の調和ある経済開発の促進は、決意のある調和のとれた自立政策を主に通じた効果的な経済協力と統合を必要としていると確信し、

人および人民の権利に関するアフリカ憲章と、1991年7月6日に国家元首政府首脳最高会議第14

回通常会期によってアブジャで採択された西アフリカ諸国経済共同体政治原則宣言に留意し、

加盟諸国を成長可能な地域共同体へと統合するには、集団的な政治意思のもとで、国家主権を共同体に対して部分的および段階的に委譲することが求められうることを確信し、

関連する適切な権限を備えた共同体組織を設ける必要性を受け入れ、

地域内の経済協力をめぐる現在の二国間および多国間の形態は、より広範な協力に向けた見通しを示していることを意識し、

現在と将来の政治的、経済的、社会文化的チャレンジに対応することと、地域の生産能力の最も急速かつ最適な拡大のために私たちの多様性を尊重しながら、私たちの人民の資源を集約することの必要性を受け入れ、

また、2000年までに現在と将来の地域経済共同体に基づくアフリカ経済共同体の設立を定めた、1980年4月のラゴス行動計画とラゴス最終法に留意し、

1991年6月3日にアブジャで署名されたアフリカ経済共同体設立条約に留意し、

私たちの最終目的は、西アフリカの経済同盟に究極的に到達する、加盟諸国の加速的で持続的な経済開発であることを確信し、

条約見直しのための提案を提出する有識者委員会設立に関する、1990年5月30日のA/DEC.1015190決議に留意し、

条約見直しは、特に、国際社会の変動からより多くの利益を導き出すために、共同体をそうした変動に適用させる必要性から生じていることを意識し、

また、地域における経済統合プロセスを加速させるために共同体の戦略を修正する必要性を考慮し、

加盟諸国間における経済協力と統合の利益を正義に適い、平等な方法で共有する必要を受け入れ、

西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）を設立した、1975年5月28日の条約を修正することを決議し、以下のとおり合意した。

第1章

定義

第1条

本条約においては、

「仲裁審判所」とは、本条約第16条のもとに設けられる共同体仲裁審判所を意味し、

「最高会議」とは、本条約7条によって設けられる共同体国家元首政府首脳最高会議を意味し、

「最高会議議長」とは、本条約第8条2項の規定にしたがって選出される、共同体国家元首政府首脳最高会議現職議長を意味し、

「理事会」とは、本条約第 10 条のもとで設けられる共同体閣僚理事会を意味し、

「委員会」とは、本条約第 22 条のもとで設けられる専門委員会を意味し、

「共同体」とは、西アフリカ諸国経済共同体を意味し、

「共同体市民」とは、共同体市民の定義に関する議定書に定められた条件を満たすすべての加盟諸国国民を意味し、

「司法裁判所」とは、本条約第 15 条のもとで設けられる共同体司法裁判所を意味し、

「輸入税」とは、輸入物品に対して課される関税とそれと同等の効果をもつ税を意味し、

「事務局長」とは、本条約第 14 条の規定にしたがって任命される事務局長を意味し、

「経済社会理事会」とは、本条約 14 条のもとで設けられる経済社会理事会を意味し、

「事務局」とは、本条約第 17 条のもとで設けられる事務局を意味し、

「輸出税」とは、輸出物品に課される関税とそれと同等の効果をもつ税を意味し、

「基金」とは、本条約第 21 条のもとで設けられる協力・補償・開発基金を意味し、

「加盟国」あるいは「加盟諸国」とは、本条約第 2 条 2 項で定義された共同体加盟国あるいは加盟諸国を意味し、

「非関税障壁」とは、貿易を制限する、関税以外の障害からなる障壁を意味し、

「共同体議会」とは、本条約第 13 条のもとで設けられる議会を意味し、

「議定書」とは、条約と同等の法的拘束力を持ち、条約履行の一手段となるものを意味し、

「地域」とは、OAU 閣僚会議の CM/Res.464 (XXVI) 決議によって定義された、西アフリカとして知られる地理的領域を意味し、

「法定被任命者」とは、事務局長、事務次長、基金総裁、基金副総裁、会計官、その他最高会議または理事会によってそのように指定されて幹部職員を含み、

「第三国」とは、加盟国以外のいずれかの国を意味し、

「条約」とは、本修正条約を意味する。

第 2 章

共同体の設立、構成、目的と目標、基本原則

第 2 条 設立と構成

1. 政府代表は、本条約を通して、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) の設立を再確認し、共同体が、究極において、経済統合とアフリカ経済共同体の目標実現のための、地域における唯一の経済共同体であることを決議する。
2. 以下「加盟諸国」と称する共同体構成員は、本条約を批准する諸国とする。

第3条 目的と目標

1. 共同体の目的は、西アフリカにおける諸国民の生活水準向上のための経済同盟の設立へ向けた協力と統合を促進すること、経済的安定を維持・拡大すること、加盟諸国間の関係を醸成すること、アフリカ大陸の進歩と開発に貢献すること、である。
2. 前項に定められた目的を達成するため、そして、本条約の関連する規定にしたがって、共同体は、段階的に以下を確実に実施する。
 - a) 特に、食糧、農業と天然資源、工業、運輸と通信、エネルギー、貿易、通貨と金融、課税、経済改革政策、人的資源、教育、情報、文化、科学、技術、サービス、保健、観光、法律の諸事項における、国家政策の調和と調整、統合プログラム・プロジェクト・活動の促進
 - b) 環境保護のための政策協調と調整
 - c) 共同製造企業体の設立の促進
 - d) 以下を通じた共同市場の設立
 - i) 共同体レベルでの自由貿易地域設立に向けた、加盟諸国間における輸出入に課される関税と非関税障壁の撤廃による貿易自由化
 - ii) 共通域外関税と第三国に対する共通貿易政策の採用
 - iii) 加盟諸国間における人、モノ、サービス、資本の自由移動と居住・営業の権利に対する障害の撤廃
 - e) 経済、金融、社会、文化セクターにおける共通政策の採用と通貨同盟の創設を通じた経済同盟の設立
 - f) 特に、国境を超えた投資に関する地域合意の採択を通じた、民間企業とその他の経済活動体による共同事業の促進
 - g) 特に、中小企業振興のための環境創出といった、民間部門の統合措置の採用
 - h) 権能ある法環境の創出
 - i) 単一の共同体投資規範の採用に向けた、国内投資規範の調和
 - j) 規格と度量衡の調和
 - k) 各加盟国、特に内陸国と島国の抱える特殊な問題に配慮した、地域の調和ある開発の促進
 - l) 特に、地方居住者、女性・青年組織、そして、メディア、実業家、労働者、労働組合といった社会職業組織間の相互関係の奨励と強化、そして、情報交換の促進
 - m) 人口動態要素と社会経済開発の間の必要なバランスを考慮した、共同体人口政策の採用
 - n) 協力・補償・開発基金の設立、そして、

- o) 加盟諸国が共同体の目標を達成するために共同して取り組むことを決めたその他のあらゆる活動

第4条 基本原則

政府代表は、本条約第3条に述べられた目的を追求するために、以下の原則への遵守を厳粛に確認し宣言する。

- a) 加盟諸国の平等と相互依存
- b) 連帯と集団的な自立
- c) 国家間協力、政策の協調、プログラムの統合
- d) 加盟諸国間の不可侵
- e) 善隣関係の促進と強化を通じた、地域的な平和、安定、安全の維持
- f) 加盟諸国間の摩擦の平和的解決、近隣諸国間の積極的な協力、経済開発の前提条件となる平和な環境の促進
- g) 人および人民の権利に関するアフリカ憲章の規定にしたがった、人および人民の権利の伸長と保護の認識
- h) 説明責任、経済社会正義、そして、開発への大衆参加
- i) 共同体のルールと原則の認識と監視
- j) 1991年7月6日にアブジャで採択された政治原則宣言によって認識された、各加盟国におけるガバナンスの民主的システムの促進と強化
- k) 経済協力と統合をめぐる費用と利益の平等で公正な配分

第5条 一般義務

1. 加盟諸国は、共同体の目的達成に適した環境づくりを行い、特に戦略と政策を調和させる上で必要なすべての措置を講じ、また前述した目的達成を阻害するかもしれないいかなる行動をも慎む。
2. 各加盟国は、憲法上の手続にしたがって、本条約の規定履行に必要な法文の立法化と普及を確実なものとするための必要なあらゆる措置を講じる。
3. 各加盟国は、本条約の義務を受け入れ、共同体の決定と規則を遵守する。

第 3 章

共同体の組織 設立、構成、機能

第 6 条 組織

1. 共同体の組織は以下のとおり。
 - a) 国家元首政府首脳最高会議
 - b) 閣僚理事会
 - c) 共同体議会
 - d) 経済社会理事会
 - e) 共同体司法裁判所
 - f) 事務局
 - g) 協力・補償・開発基金
 - h) 専門委員会
 - i) 最高会議が設立するその他のあらゆる組織
2. 共同体の組織は、本条約と関連する議定書によって付与された権限の制約のもとでその機能を果たし活動する。

第 7 条 国家元首政府首脳最高会議 設立、構成、機能

1. 共同体の最高意思決定組織であり、加盟国の国家および / または政府の首脳で構成される国家元首政府首脳最高会議がここに設立される。
2. 最高会議は、共同体の総合的な方向性と統制に責任を負い、その前進的な発展と目的の実現を確実なものとするためのすべての措置を講じる。
3. 最高会議は、本条 2 項の規定にしたがって、
 - a) 共同体の一般政策と主要なガイドラインを決定し、方向性を示し、加盟諸国の経済、科学、技術、文化社会政策の協調と調整を行い、
 - b) 共同体組織の機能を監督し、共同体目的の履行をフォローアップし、
 - c) 手続規則を準備・採択し、
 - d) 本条約第 18 条の規定にしたがって事務局長を任命し、
 - e) 理事会の勧告に基づいて外部監査人を任命し、
 - f) 必要に応じて、本条約第 9 条に定められた決定を行うために理事会に委託をし、
 - g) 加盟国または共同体組織がその義務を遵守せず、または、共同体組織がその権限を逸脱して行動し、または、本条約の規定、最高会議の決定、理事会の規則によって付与された権

- 能を濫用した場合に、必要に応じて、共同体司法裁判所に付託をし、
- h) 共同体司法裁判所に対して法的問題に関する意見具申を求め、そして、
 - i) 本条約のもとで付与された他の権能を行使する。

第 8 条 会期

1. 最高会議は、通常会期として少なくとも年 1 回の会合をもつ。最高会議議長によって、または加盟国が要請し、それが加盟諸国の過半数に支持されることによって、特別会期をもつことができる。
2. 議長職は、最高会議によって選出された加盟国が毎年担当する。

第 9 条 決議

1. 最高会議は、決議に基づいて行動する。
2. 本条約または議定書に他の規定がない限り、最高会議の決議は、協議中の事項にしたがって加盟諸国の全会一致、コンセンサス、または 3 分の 2 の多数決によって採択される。
3. 前述 2 項で触れられた事項は議定書のなかで定義される。同議定書が効力を発生するまでの間、最高会議は、これまでどおりコンセンサスによって決議を採択する。
4. 最高会議の決議は、本条約第 15 条 3 項の規定を制限しない範囲で加盟諸国と共同体組織を拘束する。
5. 事務局長は、最高会議議長による署名日から 30 日後に決議を公刊する。
6. 決議は、『共同体公式議事録』に掲載された日から 60 日後に自動的に効力を発生する。
7. 決議は、本条 6 項に定められた期間内に各加盟国の官報に掲載される。

第 10 条 閣僚理事会 設立、構成、機能

1. 共同体閣僚理事会がここに設立される。
2. 理事会は、各加盟国の ECOWAS 問題担当閣僚とその他の閣僚から構成される。
3. 理事会は、共同体の機能と発展に責任を負う。この目的のために、本条約または議定書に他の規定がない限り、理事会は、
 - a) 共同体の目的達成のあらゆる行動に関して最高会議に勧告を行い、
 - b) 事務局長を除くすべての法定被任命者の任命を行い、
 - c) 最高会議によって付与された権能にしたがって、経済統合政策の調整と協調に関する事項で指示を発し、

- d) 外部監査人の任命に関して最高会議に勧告を行い、
- e) 手続規則を準備・採択し、
- f) 職員規則を採択し、共同体組織の機構体系を承認し、
- g) 共同体とその諸組織のプログラムと予算を承認し、
- h) 必要に応じて、共同体司法裁判所に対して法的問題に関する意見具申を求め、そして、
- i) 本条約にもとで付与された他のすべての機能を遂行し、最高会議によって委託された権能を行使する。

第 11 条 会議

1. 理事会は、通常会期として少なくとも年 2 回の会合をもつ。そのうちの 1 回は、最高会議通常会期の直前に開催される。理事会議長によって、または加盟国が要請し、それが加盟諸国の過半数に支持されることによって、特別会期をもつことができる。
2. 理事会議長職は、最高会議議長国として選出された加盟国の ECOWAS 問題担当大臣が担当する。

第 12 条 規則

1. 理事会は、規則によって行動する。
2. 本条約に他の規定がない限り、最高会議の規則は、本条約第 9 条 3 項で言及された議定書にのっとり、協議中の事項にしたがって加盟諸国の全会一致、コンセンサス、または 3 分の 2 の多数決によって採択される。同議定書が効力を発生するまでの間、理事会は、従来どおりコンセンサスによって規則を採択する。
3. 理事会の規則は、その権限下にある組織を拘束する。同規則は、最高会議によって承認された場合には、加盟国諸国も拘束する。しかし、本条約第 7 条 3 項(f)に基づく最高会議の権能委託にしたがった規則の場合、直ちに拘束力を発する。
4. 規則は、本条約第 9 条 5 項、6 項、7 項に定められたのと同じ期間と条件のもとで公刊され効力を発生する。

第 13 条 共同体議会

1. 共同体議会がここに設立される。
2. 共同体議会の議員選出方法、構成、機能、権能、機構については、関連する議定書のなかで定められる。

第 14 条 経済社会理事会

1. 助言機能を果たし、経済社会活動の多様な範疇の代表者を含む経済社会理事会がここに設立される。
2. 経済社会理事会の構成、機能、機構については、関連する議定書によって定められる。

第 15 条 司法裁判所 設立と機能

1. 司法裁判所がここに設立される。
2. 司法裁判所に関する地位、構成、権能、手続、その他の事項については、関連する議定書によって定められる。
3. 司法裁判所は、加盟諸国と共同体組織から独立して、付与された機能を遂行する。
4. 司法裁判所の判決は、加盟諸国、共同体組織、そして、個人と法人を拘束する。

第 16 条 仲裁審判所 設立と機能

1. 共同体仲裁審判所がここに設立される。
2. 仲裁審判所に関する地位、構成、権能、手続、その他の事項については、関連する議定書によって定められる。

第 17 条 事務局 設立と構成

1. 共同体事務局がここに設立される。
2. 事務局は、事務局長が指揮し、事務局長は、事務次長とその他に共同体が潤滑に機能するために必要な職員の補佐を受ける。

第 18 条 任命

1. 事務局長は、再選まで可能な 4 年の任期をもって最高会議によって任命される。事務局長は、最高会議の独自のイニシアティブ、または閣僚理事会の勧告に基づいて最高会議によってのみ罷免される。
2. 法定被任命者選考業績評価閣僚委員会は、法定ポストが割り当てられた加盟国によって指名された 3 名の候補者について審査し、閣僚理事会に勧告を行う。理事会は、最適と判断された候補者の任命を最高会議に勧告する。
3. 事務局長は、政治経済問題と地域統合に関するグローバルな視座を備えた、優れた能力と人格

が広く立証されている人物でなければならない。

4.

a) 事務次長と他の法定被任命者は、法定被任命者選考業績評価閣僚委員会が、法定ポストが割り当てられた加盟国によって指名された 3 名の候補者について審査したのちに、その勧告に基づいて、閣僚理事会が任命する。こうした法定被任命者は、再選まで可能な 4 年の任期をもって任命される。

b) 空席情報は、法定ポストが割り当てられた加盟国において周知される。

5. 共同体の総合専門職職員を任命するにあたっては、すべての加盟諸国国民の間におけるポストの平等な地理的配分を維持しながらも、最高水準の能率性と技術能力を確保するように配慮する。

第 19 条 機能

1. 本条約または議定書の規定によって別に定められない限り、事務局長は、共同体とその諸組織における事務の最高責任者である。

2. 事務局長は、事務局の活動を指揮し、議定書の規定によって別に定められない限り、総体としての共同体組織の法的代表者である。

3. 事務局長の職務は、その責任の一般的範囲と抵触しない限りにおいて、以下の諸点を含む。

a) 最高会議決議の履行と理事会規則の適用

b) 共同体開発プログラム・プロジェクトと地域の多国籍企業の振興

c) 必要に応じた、共同体の目的達成を促進する分野別問題を検討するための分野別閣僚会合の開催

d) 共同体の予算案と活動計画の作成と理事会の承認に基づくその実施

e) 最高会議と理事会のすべての会合に対する、共同体活動報告書の提出

f) 最高会議と理事会の会合ならびに専門家と専門委員会の会合の準備、技術的な便宜の提供

g) 共同体職員の採用と、職員規則にしたがった、法定被任命者以外のポストの任命

h) 共同体の効率的で調和のある運営と発展に資する提案の提出と調査研究の準備

i) 最高会議または理事会で採択される原案の策定

第 20 条 共同体職員と加盟諸国の関係

1. 事務局長、事務次長、その他の共同体職員は、職務の遂行にあたって、忠誠のすべてと説明責

任を共同体に対してのみ負う。この点に関連して、共同体職員は、共同体以外のいずれの政府、国民、国際機関に対しても指示を仰がず、また指示を受けてはならない。

2. すべての加盟国が、事務局長、事務次長、その他の共同体職員の職務の国際的性格を尊重し、その職務遂行において影響を与えないようにしなければならない。
3. 加盟諸国は、事務局と他の共同体組織と協力するとともに、本条約のもとで与えられたその職務の遂行にあたって支援を提供しなければならない。

第 21 条 協力・補償・開発基金 設立、地位、機能

1. 共同体協力・補償・開発基金がここに設立される。
2. 基金の地位、目的、機能については、関連する議定書によって別に定められる。

第 22 条 専門委員会 設立と構成

1. 以下の専門委員会がここに設立される。
 - a) 食糧、農業
 - b) 工業、科学技術、エネルギー
 - c) 環境、天然資源
 - d) 運輸、通信、観光
 - e) 貿易、関税、税制、統計、通貨、支払
 - f) 政務、法務、地域安全保障、入国管理
 - g) 人的資源、情報、社会文化
 - h) 行政、財務
1. 最高会議は、適切と判断される場合には、既存の委員会を改組したり、新たな委員会を設けることができる。
2. 各委員会は、各加盟国の代表から構成される。
3. 各委員会は、必要と判断される場合には、その作業を遂行するための補助委員会を設けることができる。そうした補助委員会の構成は、各委員会が決定する。

第 23 条 機能

各委員会は、その専門能力分野において、

- a) 独自のイニシアティブか理事会あるいは事務局長の要請のいずれかに基づいて、共同体のプロジェクトとプログラムを策定し、理事会での検討のために事務局を通じてそれらを提

出し、

- b) 共同体のプロジェクトとプログラムの調和と調整を図り、
- c) 本条約と担当分野に関する議定書の規定の適用を監視・促進し、
- d) 本条約の規定履行を確実なものとするために、付与されたその他のあらゆる機能を果たす。

第 24 条 会議

理事会のいかなる指示も留保しつつ、各委員会は、可能な限り頻繁に会合をもつ。各委員会は、手続規則を策定し、承認を受けるために理事会に提出する。

第 4 章

食糧と農業に関する協力

第 25 条 農業開発と食糧安全保障

1. 加盟諸国は、以下の諸目的のために、農業、林業、牧畜、漁業の開発において協力する。
 - a) 食糧安全保障の確保
 - b) 農業、牧畜、漁業、林業における生産と生産性の向上、地方における労働条件の改善、雇用機会の創出
 - c) 動植物産品の地元加工を通じた農業生産の拡大、そして、
 - d) 国際市場における輸出作物価格の保護
2. この目的と生産構造の統合を促進するために、加盟諸国は、以下の分野において協力する。
 - a) 農業の投入財、肥料、農薬、種子、農業機械・装備、牧畜産品の生産
 - b) 河川湖流域開発
 - c) 海洋漁業資源の開発と保護
 - d) 植物と動物の保護
 - e) 特に、主要な農産品と投入財の生産、貿易、流通における価格設定と価格支援政策といった、農業開発のための戦略と政策の調和、そして、
 - f) 以下に特に注目した食糧安全保障政策の調和
 - i) 食糧生産における損失の削減
 - ii) 自然災害、農産物病、害虫駆除の管理のための現体制の強化
 - iii) 地域レベルにおける食糧安全保障に関する合意の締結
 - iv) 深刻な食糧不足の状態にある加盟諸国への食糧支援の提供
 - g) 早期警戒システムの設立、そして、

- h) 特に、農業、林業、牧畜、漁業の産品に関する研究、訓練、生産、貯蔵、加工、流通の分野での共通農業政策の採択

第5章

産業、科学技術、エネルギーに関する協力

第26条 工業

1. 加盟諸国は、加盟諸国の工業開発を促進し、経済を統合するために、工業化政策を協調させる。
2. この点に関して、加盟諸国は、
 - a) 共同体の工業基盤を強化し、優先部門を近代化し、自己持続的かつ自立的な開発を促進し、
 - b) 農業、運輸、通信、天然資源、エネルギーの開発に資する優先工業下位部門における多国籍企業の創出と共同工業開発プロジェクトを振興する。
3. 加盟諸国は、工業化のための強固な基礎を創出し、集団的な自立を促進するために、
 - a) 一方において、集団的な自立に不可欠な工業開発を、他方において、特に以下の経済優先部門の近代化を確保する。
 - i) 食品・農業基盤産業
 - ii) 建設業
 - iii) 冶金業
 - iv) 機械工業
 - v) 電気・電子・コンピュータ産業
 - vi) 製薬・化学・石油化学産業
 - vii) 林業関連産業
 - viii) エネルギー産業
 - ix) 繊維・皮革産業
 - x) 運輸・通信産業
 - xi) バイオテクノロジー産業
 - xii) 観光・文化産業
 - b) 統合を促進する官民の多国間工業プロジェクト設立と強化を優先し、奨励する。
 - c) 中小企業を振興する。
 - d) 共同体内の工業生産における地方の割合を増加させるために、経済に密接な連関をもつ中間工業を振興する。

- e) 特に、建設費用と生産量が国家の財政的な受容能力を凌駕する工業の創設のための地域的なマスタープランを策定する。
- f) 西アフリカ多国間工業プロジェクトの融資のための専門機関設立を奨励する。
- g) 西アフリカの多国籍企業の設立を促し、地域的な工業化プロセスへの西アフリカ企業家の参画を奨励する。
- h) 加盟諸国で製造された戦略工業製品の販売と消費を促す。
- i) 工業技術分野における技術協力と経験交流を促し、加盟諸国間で技術訓練プログラムを実施する。
- j) 地域と大陸レベルにおける工業開発を支援するための地域データ統計情報ベースを設ける。
- k) 相互補完性の拡大と共同体内貿易基盤の拡充のために、天然資源能力に基づいて工業特化を促進する。
- l) 共通規準と適切な品質管理システムを採用する。

第 27 条 科学技術

1. 加盟諸国は、
 - a) 国民の生活の質向上に必要な社会経済的変容をもたらすために、自然科学技術能力を強化し、
 - b) 農業、運輸・通信、工業、保健衛生、エネルギー、教育、人的資源、環境保護の開発に対して、科学技術を適切に適用し、
 - c) 外国の技術への依存度を低減し、個々の、または集団的な技術自立を促し、
 - d) 適正技術の開発、取得、普及において協力し、そして、
 - e) 現在の科学研究機関を強化し、共同科学調査と技術開発プログラムの企画・実施のためのすべての措置を講じる。
2. こうした分野での協力のために、加盟諸国は、
 - a) 国家経済社会開発計画への統合の促進のために、科学技術研究に関する国家政策を共同体レベルにおいて調和させ、
 - b) 応用研究、開発研究、科学技術サービスにおけるプログラムを調整し、
 - c) 土着的な技術、工業資産と技術移転の規制に注目しながら、国家技術開発計画を調和させ、
 - d) 国際交渉の対象となるすべての科学技術問題についての立場を調整し、
 - e) 情報と資料の恒常的な交換を行い、共同体データネットワークとデータバンクを設け、
 - f) 熟練労働力の訓練と高度訓練を含む、中核的な科学技術者のための共同訓練プログラムを

開発し、

- g) 共同体内で入手可能な技術を最大限活用するために、加盟諸国間における研究者と専門家の交流を促進し、
- h) 西アフリカの環境における特定の開発ニーズに合致した、より優れた科学技術教育訓練を採用するために、教育システムを調和させる。

第 28 条 エネルギー

1. 加盟諸国は、エネルギー分野における政策とプログラムを調整し、調和させる。
2. この目的のために、加盟諸国は、
 - a) 地域のエネルギー資源の効果的開発を行い
 - b) 炭化水素の定期的供給を確保するために、適切な協力メカニズムを設け、
 - c) エネルギー資源の多様化政策の枠組みにおいて、特に太陽エネルギーのような新しく再利用可能なエネルギーの開発を促進し、
 - d) 特に電力供給ネットワークの接続を通して、国家エネルギー開発計画を調和させ、
 - e) 特に、研究、開発、生産、配分の分野における共通エネルギー政策を適合させ、
 - f) 特に、エネルギー伝送、加盟諸国のエネルギープロジェクト実施のための熟練技術者・財源の不足に関連する問題を含む共同体内のエネルギー開発問題への集団的な解決に資する適切なメカニズムを設ける。

第 6 章

環境と天然資源に関する協力

第 29 条 環境

1. 加盟諸国は、地域の自然環境を保護し、維持し、拡充する義務を負うとともに、自然災害の場合には協力する。
2. この目的のために、加盟諸国は、国家と地域のレベルにおいて政策、戦略、プログラムを採用し、環境を保護し、維持し、拡充するのに適した制度を設け、土壌浸食、森林破壊、砂漠化、バッタなどの害虫を制御する。

第 30 条 有害廃棄物

1. 加盟諸国は、独自かつ集団で、それぞれの領域内における有害廃棄物の輸入、通過、投棄、埋め立てを予防するためにすべての適切な諸策を講じなければならない。

2. さらに、加盟諸国は、地域における有害廃棄物の輸入、通過、投棄、埋め立てを予防する地域的な投棄監視体制を設けるために、すべての必要な措置を講じなければならない。

第31条 天然資源

1. 加盟諸国は、天然資源分野における政策とプログラムを調和させ、調整する。
2. この目的のために、加盟諸国は、
 - a) より多くの知識を獲得し、潜在的な天然資源の評価を行い、
 - b) 調和のとれた政策を通じて原材料の価格設定と市場流通の技術を向上させ、
 - c) 水資源の試算、開発、配分に加えて、鉱物資源の試算、地理的特定、生産、加工に関する情報を交換し、
 - d) 鉱物および水資源の開発と活用のためのプログラムを調整し、
 - e) そうした資源開発にそって加盟諸国間で設けられる垂直的および水平的な工業関係を促し、
 - f) 鉱物および水資源の発見、開発、加工に必要な人的資源と適切な技術力を開発するために、熟練労働力の継続的訓練を促し、中核的な人材のための共同訓練と高度訓練のプログラムを企画・実施し、
 - g) 原材料に関する国際交渉での立場を調整し、そして、
 - h) 加盟諸国間における専門知識の移転と科学的・技術的・経済的遠隔探知データの交流のためのシステムを開発する。

第7章

運輸、通信、観光に関する協力

第32条 運輸と通信

1. 加盟諸国の物的インフラストラクチャーの調和ある統合と共同体内における人・モノ・サービスの移動の振興と促進のために、加盟諸国は、
 - a) 運輸・通信に関する共通の政策、法、規則を発展させ、
 - b) 国家間高速道路を優先させる、共同体内の全天候型高速道路網を発展させ、
 - c) 地域の鉄道と道路の改善統合計画を策定し、
 - d) 沿岸輸送サービスおよび国家間内陸水路の改善と海上輸送・サービスに関する政策協調のためのプログラムを策定し、
 - e) 海上輸送に関する国際交渉における立場を調整し、
 - f) 飛行スケジュール調整、機体貸借、地域の航空会社に対する第五自由権の付与と共同使用

- における協力を奨励し、
- g) 地域航空運輸サービスの発展を促進し、国営航空会社の効率性と利潤を向上させるために統合に向けて努力し、
 - h) 運輸、特に空輸分野における国別訓練プログラムと政策の協調と調整を通じて人的資源開発を促進し、
 - i) 運輸・通信で使用される装備を標準化するように努力し、その生産・維持・補修のための共通した施設を設ける。
2. 加盟諸国はまた、運輸・通信分野における共同事業と共同体企業の設立・振興と民間セクターの参加を奨励しなければならない。

第 33 条 郵便と電気通信

1. 郵便サービスの分野において、加盟諸国は、
 - a) 郵便行政のより緊密な協力を促し、
 - b) 共同体内における効率的で、より迅速で、より頻度の高い郵便サービスに努め、
 - c) 書簡輸送経路を調和させなければならない。
2. 電気通信の分野において、加盟諸国は、
 - a) 加盟諸国間における信頼しうる相互接続を可能にするために、国別電気通信ネットワークを開発し、近代化し、調整し、標準化し、
 - b) パン・アフリカ電気通信ネットワークの西アフリカセクションを迅速に完成させ、
 - c) パン・アフリカ電気通信ネットワークの西アフリカセクションの運営・維持と国家および国際的な資金源の動員における努力を調整する。
3. 加盟諸国はまた、本条の目的を達成するために、郵便および電気通信サービスの提供への民間セクターの参加を奨励しなければならない。

第 34 条 観光

共同体内における調和のとれた成長可能な観光開発のために、加盟諸国は、

- a) 特に以下の事項を通じて、観光における地域協力を強化する。
 - i) 旅行者と観光客の移動を促すことによる共同体内の観光振興
 - ii) 観光開発政策、計画、プログラムの協調と調整
 - iii) 観光・ホテル経営に関する規制の協調
 - iv) 観光統計のための共同体枠組みの制度化、そして、

- v) 地域の自然と社会文化的価値を示す観光産品の共同振興
- b) 以下の事項を通じて、地域の人々と外国人観光客の必要を満たす効率的な観光企業の設立を促す。
 - i) 観光・ホテル経営への投資促進を目的とした措置の採用
 - ii) 観光・ホテル経営専門組織の設立の促進
 - iii) 地域における観光のための人的資源の開発と最適活用、そして、
 - iv) 必要に応じた、地域的な観光訓練機関の強化または設立
- c) 観光・ホテルサービス部門における共同体市民への差別的な措置と観光を撤廃する。

第 8 章

貿易、関税、税制、統計、通貨、支払に関する協力

第 35 条 貿易自由化

第 54 条に定められているとおり、1990 年 1 月 1 日より 10 年の期間をもって、加盟諸国間に関税同盟が漸次設立される。この同盟内においては、共同体内の輸入に対する関税またはそれと同等の効果をもつ課税は撤廃される。

また、加盟諸国間の貿易に対する数量または制限や禁止に繋がる割り当てと行政上の障害は撤廃される。さらに、第三国から加盟諸国に輸入されたすべての物品については共通域外関税が設けられ、維持される。

第 36 条 関税

1. 加盟諸国は、本条約第 38 条にしたがって共同体関税の対象となる物品の輸入に対して、または輸入に関連して課され、第 40 条にしたがって定められた関税と同条に示された他の課税を除く関税とそれと同等の効果をもつその他のいかなる課税についても削減し、究極的には撤廃する。これ以後、そうした関税または他の課税は「輸入関税」と称する。
2. 共同体内の未加工品と伝統的工芸品は、すべての輸入関税と数量制限なしに自由に地域内を流通する。こうした産品の輸入から生じる財政上の損失に対する補償は行わない。
3. 加盟諸国は、工業製品の域内貿易自由化に関する、最高会議と理事会の決定にしたがって特惠共同体関税待遇の対象となる工業製品の輸入関税を撤廃しなければならない。
4. 最高会議は、理事会の勧告にもとづいて、いずれの輸入関税についても、先の決議によって定められたよりも迅速に削減したり、撤廃したりすることをいつでも決議することができる。しかし、理事会は、そうした削減または撤廃が実施される日の 1 年以上前の段階において、そう

した削減または撤廃が適用されるのは一部かすべての物品か、また、一部かすべての加盟諸国に対してかを検討し、その結果を最高会議での決定のために報告しなければならない。

第 37 条 共通域外関税

1. 加盟諸国は、貿易・関税・税制・統計・通貨・支払委員会によって勧告されたスケジュールにしたがい、第三国から加盟諸国に輸入されるすべての物品について共通域外関税を段階的に設立することに合意する。
2. 加盟諸国は、貿易・関税・税制・統計・通貨・支払委員会によって勧告されたスケジュールにしたがい、域外関税にみられる相違を廃止する。
3. 加盟諸国は、理事会によって採択された共通関税表と関税統計表を適用する。

第 38 条 共同体関税待遇

1. 本条約においては、ある加盟国が他の加盟国の領土から輸入した物品または共同体内を原産地とする物品については、共同体関税待遇の対象として受け入れられる。
2. 共同体内を原産地とする産品に関するルールは、関連する共同体の議定書と決議のなかに含まれる。
3. 貿易・関税・税制・統計・通貨・支払委員会は、折をみて本条 2 項で言及されたルールをより簡略かつ自由なものにするための修正を加えることが可能かどうかを検討する。理事会は、折をみて円滑かつ公正な活動のためにルールを修正する。

第 39 条 貿易偏向

1. 本条においては、以下の場合に貿易は偏向しているとする。
 - (a) 加盟国による他の加盟国からのいずれか特定の製品の輸入が増加し、
 - (i) それが、その製品に対する関税と手数料の削減または撤廃の結果であり、
 - (ii) それが、その製品製造に用いられる原材料に対する輸出加盟国の関税と手数料が、対応する輸入加盟国の関税と手数料よりも低いためであり、
 - (b) こうした輸入増加が、輸入加盟国の領域内の生産に深刻な打撃をあたえる、または与える可能性がある場合。
2. 理事会は、貿易偏向問題とその原因の検討を続ける。また、理事会は、こうした偏向の原因に対処するために、必要な決定を行う。
3. 理事会は、加盟国に損害をもたらす貿易偏向が他の加盟国による関税と手数料の削減または撤

廃の濫用のために生じている場合、公正な解決を図るために問題を調査する。

第 40 条 手数料と国内課税

1. 加盟諸国は、いずれの加盟諸国からの輸入品に対して、国内品に適用されているものを超える手数料を直接的または間接的に適用してはならず、そうした手数料を国内品の効果的な保護のために課してもならない。
2. 加盟諸国は、本条約第 54 条に述べられた貿易自由化スキーム開始から 4 年以内に、国内品の保護を目的として設定されたすべての国内税または国内手数料を撤廃しなければならない。加盟国が、すでに効力を生じている契約下の義務のために、本条の規定に従うことができない場合には、その加盟国は、この事実をしかるべく理事会に伝え、そうした契約の期間満了にあたってはそれを延長または更新しないこととする。
3. 加盟諸国は、本条約第 54 条に述べられた貿易自由化スキームの適用期間終了時までの間に、国内品保護のためのすべての関税を漸次撤廃する。
4. 加盟諸国は、共同体内の貿易自由化のために、ECOWAS 関税表に含まれた統合輸入関税によって拘束される。
5. 加盟諸国は、共同体市民の二重課税を回避するとともに、国際的な租税逃れに対抗するために相互に支援を提供する。

そうした支援の提供に関する条件と形式は、二重課税支援議定書のなかに含まれる。

第 41 条 共同体物品に対する数量制限

1. 本条約のなかで定められ、または許可される場合を除いて、加盟諸国は、第 54 条で述べられた貿易自由化スキームの開始後最長 4 年の期間にわたって、他の加盟諸国を原産地とする物品の自国への輸入に適用されている数量または制限や禁止に繋がるすべての割り当てを漸次緩和し、最終的に撤廃し、その後いかなる制限または禁止を課すことも慎む。
加盟国が、すでに効力を生じている契約下の義務のために、本条の規定に従うことができない場合には、その加盟国は、この事実をしかるべく理事会に伝え、そうした契約の期間満了にあたってはそれを延長または更新しないこととする。
2. 最高会議は、理事会の勧告にもとづいて、いずれの数量または制限や禁止に繋がるすべての割り当てについて、本条 1 項で合意されたよりもそれを迅速に削減したり、撤廃したりすることをいつでも決議することができる。
3. 加盟国は、事務局と他の加盟諸国に実施の意図を伝達した後であれば、以下に影響する制限ま

たは禁止を導入または継続実施することができる。

- (a) 安全保障法制度の適用
- (b) 武器、弾薬、他の軍需装備品の規制
- (c) 人間、動物または植物の保健や生命の保護、または公衆道徳の保護
- (d) 金、銀、貴石、半貴石の移転
- (e) 国家的な芸術文化財の保護
- (f) 麻薬、有害廃棄物、核物質、放射性物質、または核エネルギー開発において用いられたその他のいずれかの物質

4. 加盟諸国は、本条 1 項で述べられたモノの自由移動を無効化するものとして、本条 3 項で述べられた、制限または禁止を導入または継続実施する権利を行使してはならない。

第 42 条 ダumping

1. 加盟諸国は、共同体内におけるダumpingを禁止する義務を負う。
2. 本条において、「ダumping」とは、以下のような条件のもとで、ある加盟国を原産地とする物品が売買目的のために他の加盟国に移転されることを意味する
 - (a) その物品が、(売買条件または税制の相違のための補助金、または価格の比較可能性に影響するその他のいずれかの要因のために) その原産地となる加盟諸国において類似した物品に課される比較可能な価格よりも低い価格によって、
 - (b) その加盟国における類似した物品の生産に差別的な影響を与える環境下で売買される場合。
3. ダumpingの申し立てがあった場合には、輸入加盟国は、理事会に問題解決を求める。
4. 理事会は、問題について協議し、ダumpingの原因を特定するための適切な措置を講じる。

第 43 条 最恵国待遇

1. 加盟諸国は、相互の防衛に関して、相互に最恵国待遇を付与する。いかなる場合においても、加盟国が第三国に与えた関税譲許が、本条約のもとで適用されるものよりも優遇されていない。
2. 加盟国と関税譲許が与えられた第三国の間のいかなる合意も、本条約のもとにおける加盟諸国の義務を損なわない。
3. 本条 2 項で言及された合意の複写は、その当事国である加盟諸国によって、共同体事務局に送付されねばならない。

第 44 条 国内立法

加盟諸国は、他の加盟国の製品に直接または間接に差別的である立法を定めず、および／または規制を設けない義務を負う。

第 45 条 物品の再輸出と通過施設

1. 第三国から加盟国に輸入されたいずれかの物品に対して関税が課され、徴収されている場合に、その物品の他の加盟国への再輸出については、共同体内の物品の再輸出に関する議定書の規定に従うものとする。
2. 各加盟国は、国際的な規則と国家間物品道路輸送に関する ECOWAS 議定書にしたがって、その領域を通して第三国から他の加盟諸国へ、または他の加盟諸国から第三国へと間接的にもたらされる物品の通過にあたって、全面的かつ無制限の自由を与えなければならず、そうした通過は、いかなる差別、数量制限、関税、その他の手数料の対象とされてはならない。
3. 本条 2 項にもかかわらず、
 - (a) 通過物品は、関税法の対象とされ、そして、
 - (b) 通過物品は、輸送とサービスのために通常なされる手数料が差別的なものではなく、かつ国際的な通過規則に反していない場合に限って、それらの対象となる。
4. 物品が第三国から加盟国に輸入される場合、他の加盟諸国はそれぞれそうした物品の通過に関して、ライセンスと輸入業者規制の制度またはその他の手段によって規制を加える自由をもつ。
5. 本条 4 項の規定は、本条約第 38 条の規定に基づいて加盟国を原産地とするとみなされない物品に適用される。

第 46 条 関税協力と行政

加盟諸国は、貿易・関税・税制・統計・通貨・支払委員会の助言と関税相互行政援助議定書の規定にしたがって、本章の規定を効果的に適用し、国境を超えたモノとサービスの移動を促進するために、関税規則と手続を協調させ調整するために適切な措置を講じる。

第 47 条 輸出払い戻し

1. 生産の最終段階が行われた加盟諸国からの輸出に関して関税払い戻しが主張され、またはそれが適用された物品の、共同体関税待遇の適格性の決定については、さらなる議定書の対象とする。

2. 本条においては、

- (a) 「輸出払い戻し」とは、もし物品が輸出されたときには払い戻しまたは免除がなされ、国内消費のために残されているときには払い戻しまたは免除がなされない場合に限って、暫定的な免税許可を含む、輸入原材料に適用された関税の全部または一部の払い戻しのための取り扱いを意味し、
- (b) 「免除」とは、自由港、自由区、または類似した関税特権をもつ他の地域に輸入される物品に対する関税免除を含み、
- (c) 「関税」とは、非保護エレメントを除く、関税と輸入品に対して課される同等の効果をもつその他のあらゆる手数料を意味する。

第 48 条 歳入損失の補償

1. 理事会は、事務局長の報告書と貿易・関税・税制・統計・通貨・支払委員会の勧告に基づいて、本章の適用の結果として輸入関税の減少に直面した加盟国に支払う補償金を決定する。
2. 理事会は、本章の適用の結果として輸入関税の減少に直面した加盟諸国に対して支払う補償金に加えて、こうした加盟諸国が貿易自由化の利益を最大限にえられるように、こうした諸国の生産と輸出能力を促進するための措置を勧告する。
3. 歳入損失と補償の評価方法については、歳入損失評価議定書において定める。

第 49 条 例外とセーフガード条項

1. 本章の規定適用にともなって加盟国経済に深刻な混乱が生じた場合には、当該加盟国は、事務局長と他の加盟諸国に通報したのちに、理事会の承認を延期する必要なセーフガード措置を講じる。
2. こうした措置は、最長 1 年間有効とする。また、それらは、理事会の承認のある場合を除いて、同期間を超えてはならない。
3. 理事会は、そうした措置が有効な間に、その適用方法を協議する。

第 50 条 貿易振興

1. 加盟諸国は、官民両セクターを通じて、以下のような貿易振興活動を実施することに合意する。
 - a) 地元の素材、中間財、共同体を原産地とする完成品の使用の促進
 - b) 地域内で組織された定期的な国別見本市、分野別貿易見本市、地域貿易見本市、その他の類似した活動への参加

2. 地域レベルにおいて、共同体は、以下を含む貿易振興活動を実施する。
 - a) ECOWAS 貿易見本市の定期的開催
 - b) 国別貿易見本市と類似のイベントの調和
 - c) 共同体内貿易情報ネットワークの設立
 - d) 加盟諸国における需給パターンの調査研究と共同体内の新しい情報の普及
 - e) 西アフリカ市場の多様化の振興と共同体製品のマーケティング
 - f) 西アフリカ商品のよりよい交易条件の振興と共同体製品の国際市場へのアクセスの改善
 - g) GATT、UNCTAD、その他の貿易関連交渉の枠組みにおける国際交渉への適切な参加

第 51 条 通貨、金融、支払

1. 加盟諸国は、通貨金融統合を振興し、物とサービスをめぐる共同体内貿易と通貨同盟設立という共同体の目的の実現を促進するために、
 - a) 地域の通貨金融の展開を調査研究し、
 - b) 通貨、金融、支払政策を調和させ、
 - c) 地域内支払の自由化を促進し、暫定的措置として、通貨の限定的な交換性を確保し、
 - d) 共同体内貿易に対して融資を行う商業銀行の役割を振興し、
 - e) 加盟諸国間の手形交換のための多国間制度を改善し、信用保証基金メカニズムを導入し、
 - f) 通貨の交換性と単一通貨圏の創設のために、西アフリカ通貨機関の活動を促進するための必要な措置を講じ、
 - g) 共同体中央銀行と共通通貨圏を創設する。

第 52 条 西アフリカ中央銀行委員会

1. 加盟諸国の中央銀行総裁から構成される西アフリカ中央銀行委員会がここに設立される。
2. 委員会は、手形交換制度と他の共同体内の通貨問題について、折をみて理事会に勧告を行う。

第 53 条 資本移動と資本問題委員会

1. 本条約の目的にしたがって加盟諸国間の資本の自由移動を確保するために、加盟諸国からの 1 名の代表者から構成され、本条約の規定は留保して、それ独自の手続規則を策定する資本問題委員会がここに設立される。
2. 加盟諸国は、本条 1 項で参照された代表を任命するにあたって、金融、通商、銀行の分野の経験と能力をもった人物を指名する。

3. 資本問題委員会は、本条 1 項のもとで付与された任務の遂行にあたって、
 - a) 以下を通じて、共同体内の妨害されない資本移動を確保する。
 - i) 理事会によって定められたタイムスケジュールにしたがった、加盟諸国間における資本移動への規制の撤廃
 - ii) 国別と地域の株式市場の設立奨励
 - iii) 資本市場と株式市場の連動
 - b) 加盟国国民が、他の加盟諸国の領内において、株式とその他の証券の取得または企業投資の機会を与えられるようにする。
 - c) 加盟諸国における各加盟国の株式市場動向の広範な普及のための仕組みを設ける。
 - d) 資本市場の適切な運営と投資家の保護のために適した仕組みを設ける。

第 9 章

経済通貨同盟の設立と完成

第 54 条 経済同盟の設立

1. 加盟諸国は、最高会議が 1983 年 5 月 20 日の A/DEC.119/83 決議を通じて採択し、1990 年 1 月 1 日に発足した地域貿易自由化スキームの開始から最長 15 年間以内に、経済同盟を達成する。
2. 加盟諸国は、地域経済統合プロセスにおいて、民間セクターと共同地域多国籍企業に優先順位を与える。

第 55 条 経済通貨同盟の完成

1. 加盟諸国は、関税同盟の創設から 5 年以内に、以下を通じて経済通貨同盟を完成させる。
 - i) 特に、農業、工業、運輸、通信、エネルギー、科学研究といった社会経済活動のすべての分野における共通政策の採用
 - ii) 人、物、資本、サービスの自由移動と居住・営業の権利に対するすべての障害の完全な撤廃
 - iii) 通貨・金融・財政政策の調和、西アフリカ通貨同盟の設立、単一の地域中央銀行の設立、単一西アフリカ通貨の創設
2. 最高会議は、理事会の勧告に基づいて、本条約に定められたよりも早く統合プロセスのいずれかの段階を実施することをいつでも決議できる。

第 10 章

政務・司法・法務、地域安全保障、入国管理に関する協力

第 56 条 政務

1. 加盟諸国は、共同体の統合目的を追求するにあたって、政治問題に関して協力し、特に、本条約の規定の効果的適用を確保するための措置を講じなければならない。
2. 不可侵議定書、防衛相互援助に関する議定書、政治原則共同体宣言、人および人民の権利に関するアフリカ憲章の署名国は、こうした文書の目的を実現するために協力することに合意する。

第 57 条 司法と法務

1. 加盟諸国は、司法・法務システムの調和のために、司法と法務において協力を行う。
2. このアレンジメントの履行形式は、議定書の定めるところとする。

第 58 条 地域安全保障

1. 加盟諸国は、地域内の平和、安定、安全の維持に繋がる関係を保護し強化するために努力する。
2. 加盟諸国は、こうした目的を追求するにあたって、以下のための必要性に特に注意しながら、国内および国家間紛争の時宜に適った予防と解決のための適切なメカニズムの設立と強化において共同体と協力する。
 - a) 国境警備当局との間の定期協議の維持
 - b) 近隣諸国との関係で直面した問題について協議するための、地元または国家レベルの委員会の設立
 - c) コミュニティ、町、行政区の間の交流と協力の奨励
 - d) 国家間関係の多様な側面に関する関係省庁会合の開催
 - e) 斡旋、調停、仲介、その他の係争の平和的解決方法の適切な採用
 - f) 地域平和安全保障監視システムと平和維持軍の適切な設立
 - g) 必要に応じた、加盟諸国の要請に基づく、民主的選挙の監視のための支援の提供
3. 政治協力、地域の平和と安定に関する詳細な規定は、関連する議定書によって定められる。

第 59 条 入国管理

1. 共同体市民は、入国・居住・営業の権利をもち、加盟諸国は、関連する議定書の規定にしたがって、領域内における共同体市民のこうした権利を認める。
2. 加盟諸国は、共同体市民が本条 1 項で参照された諸権利を完全に享受できるようにすべての適

切な措置を採用する。

3. 加盟諸国は、本条の規定の効果的履行に必要なすべての措置を国家レベルで採用する。

第 11 章

人的資源、情報、社会文化に関する協力

第 60 条 人的資源

1. 加盟諸国は、人的資源の全面的開発と活用において協力する。
2. この目的のために、加盟諸国は、以下のための措置を講じる。
 - a) 教育、訓練、雇用の分野における協力の強化、こうした分野における政策とプログラムの調和と調整
 - b) 現在の訓練機関の強化、教育システムの効果の向上、学校・大学間の交流の奨励、学術、専門、技術的な資格に相当するものの設置、識字の奨励、共同体公用語の教育と実践の振興、そして、多様な分野における卓越した地域研究機関の設立。
 - c) 加盟諸国間における熟練労働力の交流の奨励

第 61 条 社会

1. 加盟諸国は、人々の多様な部門を動員し、地域の社会開発に対する効果的なその統合と関わりを確保するために協力する。
2. 本条 1 項の目的のために、加盟諸国は、
 - a) 識字、専門訓練、雇用に関する経験と情報の交流を奨励し、
 - b) 労働法と社会保障法制を調和させ、
 - c) 共同体活動への大衆的関与を確保する手段として、女性青年団体と専門家組織を振興し、
 - d) 保健における協力を奨励・強化し、
 - e) 地域の青年をまとめ、そのバランスのとれた開発を確保するために、スポーツ活動を振興し、拡充させる。

第 62 条 文化

1. 加盟諸国は、共同体文化枠組み合意の目的を追求する。
2. この目的のために、加盟諸国は、
 - a) 可能なすべての手段を用いて、すべての形態の文化交流の振興を奨励し、
 - b) 文化産業の振興、普及、活用のための構造とメカニズムを促進し、発展させ、必要な場合

には改善し、

- c) 共同体統合の一要因として西アフリカ言語の学習と普及を促す。

第 63 条 女性と開発

1. 加盟諸国は、女性の経済的、社会的、文化的状況を拡充するための適切な政策とメカニズムを策定し、調和させ、調整し、設立する。
2. この目的のために、加盟諸国は、以下のことをするのに必要なすべての措置を講じる。
 - a) 地域開発に向けた努力への女性の貢献を最大限のものとする上で女性を妨げているすべての制約を特定し、検討すること。
 - b) そうした制約が提示され、社会の通常の活動に女性の関心とニーズが内包されるための枠組みを提供する。
3. 共同体レベルにおいて、加盟諸国は、
 - a) 開発プロセスに女性を統合するためのプロジェクトとプログラムに関する彼女たちの間での対話を活性化し、
 - b) 二国間、多国間、非政府諸組織との協力のためのメカニズムを設け、
 - c) 加盟諸国間における経験と情報の交流を奨励するメカニズムを促進し、発展させる。

第 64 条 人口と開発

1. 加盟諸国は、個別と集団において、国家人口政策とメカニズムを採用するとともに、人口要因と社会経済開発のバランスをとるために必要なすべての措置を講じる。
2. この目的のために、加盟諸国は、以下について合意した。
 - a) 加速され、バランスのとれた社会経済開発のための国家政策とプログラムを策定し、実施するにあたって、人口問題を主要な構成要素のなかに入れる。
 - b) 国家人口政策を策定し、人口に関する国家機関を設立する。
 - c) 特にターゲットグループのなかにおいて人口問題に関する大衆啓蒙をはかり、そして、
 - d) 人口問題に関する情報とデータを収集し、分析し、交換する。

第 65 条 情報 ラジオとテレビ

加盟諸国は、

- a) 二国間と地域のレベルにおいてラジオとテレビの番組の交流を振興するため、努力を調整し、資源を蓄積し、

- b) 地域レベルにおける番組交流センターの設立を奨励し、現在の番組交流センターを強化し、
- c) 共同体の目的達成を促すために、放送システムを用いる。

第 66 条 報道

1. 地域統合プロセスに共同体市民をより密接に関わらせるために、加盟諸国は情報分野で協力することに合意する。
2. この目的のために、加盟諸国は、
 - a) 国内と相互間において、通信産業の専門家と情報源のアクセスの自由を維持し、
 - b) 報道機関間の情報交換を促し、共同体内における情報の効果的な普及を促進し、
 - c) ジャーナリストの権利を尊重し、
 - d) 加盟諸国における情報産業への官民の資本投資を奨励するための措置を講じ、
 - e) 最新の情報技術のための訓練設備を導入することによってメディアを近代化し、
 - f) 通信社間の協力を強化し、それらの連携を発展させる一方で、固有言語による情報の普及を促進し、奨励する。

第 12 章

その他の分野に関する協力

第 67 条 その他の分野における政策協調

本条約の規定は留保しつつ、加盟諸国は、本条約の規定の履行と共同体の効果的な運営・発展のために、本条約によって特に触れられなかったその他のすべての分野における関連政策を調和・調整する目的で、適切な共同体組織を通じて、相互に協議を行う。

第 13 章

第 68 条 内陸国と島国

加盟諸国は、特に島国と内陸国といった特定の加盟諸国において生じる可能性のある経済社会的困難を考慮しつつ、本条約における特定の規定の適用に関して特別の待遇を適宜提供し、必要とされるかもしれないその他の支援を与える。

第 14 章

財政規定

第 69 条 共同体予算

1. 共同体予算が設けられ、共同体組織についても適宜予算が設けられる。
2. 共同体とその諸組織のすべての収支は、理事会または他の適切な機関によって会計年度毎に承認を受け、共同体と関連する組織の予算に計上される。
3. 予算案は、会計年度毎に事務局長または関連する組織の長によって策定され、行政財務委員会の勧告に基づいて理事会または他の適切な機関によって承認される。
4. 行政財務委員会は、予算案と共同体組織に関するすべての財務事項を協議し、共同体組織における行政と人事管理に主に関連する事項を検討する。

第70条 共同体一般会計

1. 共同体とその諸組織の一般会計は、共同体税と理事会が定めるその他の財源によって賄われる。
2. 共同体税が効力を生じるまでの間、共同体とその諸組織の一般会計は、加盟諸国の年間分担金によって賄われる。

第71条 共同体特別会計

特別会計は、必要に応じて、共同体の特別の支出を可能にするために設けられる。最高会議が、理事会の勧告に基づいて、そうした共同体特別会計の財源確保の様式について決定する。

第72条 共同体税

1. 共同体活動に資金的裏づけを与える財源を生み出すために、共同体税が設けられる。
2. 共同体税は、第三国から共同体へと輸入された物品から生じる輸入関税の総額の割合となる。
3. 実際の共同体税の水準は、理事会によって決定される。
4. 共同体税の適用、共同体への生じた税収の送金方法、共同体税の活用をめぐる条件については、関連する議定書によって定められる。
5. 加盟諸国は、本条の規定の適用を促進する。

第73条 加盟諸国による分担金

1. 加盟諸国による分担金の方式と分担金支払通貨は、理事会によって定められる。
2. 加盟諸国は、共同体に対して評定分担金を期限どおりに送金する。

第74条 財務規則

共同体会計手続財務規則手引きが本章の規定の適用にあたって用いられる。

第 75 条 外部監査人

1. 共同体外部監査人は、さらに 2 回まで更新可能な 2 年の任意をもって任命される。共同体監査人は、理事会の勧告に基づいて、最高会議によって職を免ぜられる。
2. 前項の規定を留保しつつ、理事会は、外部監査人の選考手続に関する規則を決定し、その責任について定める。

第 15 章

係争

第 76 条 係争の解決

1. 本条約の規定に関する解釈と適用をめぐるいかなる係争も、本条約と関連する議定書の規定に抵触しない範囲で、直接合意によって友好的に解決される。
2. もしこれが適わない場合には、当事者、いずれかの加盟諸国、または共同体が共同体裁判所に同件を付託し、その決定が最終となり、再審理請求はできない。

第 16 章

制裁

第 77 条 義務不履行に対して適用可能な制裁

1. 加盟国が共同体に対して負う義務を履行しなかった場合には、共同体は、当該加盟国に対して制裁を課すことを決定することができる。
2. 制裁には、以下を含む。
 - (i) 新規共同体融資または援助の停止
 - (ii) 進行中の共同体プロジェクトまたは援助プログラムの支出停止
 - (iii) 法定専門職への候補者申請からの排除
 - (iv) 投票権の停止、そして、
 - (v) 共同体活動への参加の停止
3. 本条 1 項の規定にもかかわらず、もし当該加盟国の義務不履行がその能力を超えた原因と状況によるものであることが、独立した存在によって作成され、事務局長を通じて提出された、十分な証拠をもった詳細な報告書をもとに認められた場合には、最高会議は、本条の規定適用を停止することができる。
4. 最高会議が本条の適用形式について定める。

第 17 章

共同体とアフリカ経済共同体の関係

第 78 条 共同体とアフリカ経済共同体

西アフリカにおける地域統合は、アフリカ大陸規模の統合の不可欠な一部を構成する。加盟諸国は、共同体とアフリカ経済共同体の政策とプログラムの調整と協調を促進する。

第 18 章

共同体と他の地域経済共同体との関係

第 79 条 共同体と他の地域経済共同体

1. 共同体は、地域的な目的の実現にあたって、他の地域共同体と協力合意を結ぶことができる。
2. 本条 1 項の規定にしたがって結ばれる協力合意は、事務局長の勧告に基づいて、理事会によって事前承認を受ける。

第 19 章

事務局と共同体専門組織の関係

第 80 条 事務局と共同体専門組織

1. 共同体は、包括的な統合政策と戦略を定め、共同体のすべての組織の統合目的とプログラムを定義する。
2. 事務局は、地域統合の文脈のなかで、共同体諸組織のすべての活動とプログラムを調和させ、調整する責任を負う。

第 81 条 共同体と地域非政府組織の関係

1. 共同体は、地域の経済統合の人的および物的資源を動員する観点から、経済統合プロセスへの地域の人々の参加を奨励し、その技術的、物質的、資金的支援を動員するために、地域の非政府組織と自主的な開発組織と協力する。
2. この目的のために、共同体は、そうした諸組織との協議のためのメカニズムを設ける。

第 82 条 共同体と地域社会経済団体・組織の関係

1. 共同体は、地域統合に向けた社会経済の多様なアクターを動員するという観点から、特に、生産者、輸送業者、労働者、雇用者、大学教職員、ジャーナリスト、青年、女性、熟練工、そし

て、地域統合プロセスへの参加を望むその他の専門家団体・組織といった社会経済団体・組織と協力する。

2. この目的のために、共同体は、そうした諸団体と諸組織との協議のためのメカニズムを設ける。

第 20 章

共同体、第三国、国際機関との関係

第 83 条 協力合意

1. 共同体は、第三国と協力合意を結ぶことができる。
2. この目的追求のために、共同体は、アフリカ統一機構、国連システム、その他の国際機関とも協力することができる。
3. 本条 1 項と 2 項の規定にしたがって結ばれた協力合意は、事務局長の勧告に基づいて、理事会によって事前承認を受ける。

第 21 章

加盟諸国、非加盟諸国、地域機構、国際機関との関係

第 84 条 加盟諸国による合意

1. 加盟諸国は、経済合意が本条約の規定と抵触しない限りにおいて、加盟諸国、非加盟諸国、地域機関、または他の国際機関との間で合意を結ぶことができる。加盟諸国は、事務局長の要請に基づいて、そうした経済合意の複写を事務局に送付し、事務局が理事会に通知する。
2. 本条約が効力を生じる前に加盟諸国、非加盟諸国、地域機関、または国際機関との間で結ばれた合意が本条約の規定と抵触する場合には、当該加盟国または加盟諸国は、そうした抵触を撤廃するための適切な措置を講じる。加盟諸国は、必要に応じて、この目的のために相互に支援し、共通の立場を採用する。

第 85 条 国際交渉

1. 加盟諸国は、地域利益を振興し保護するために、第三者との国際交渉に関する事項については、共同体内で共通の立場を定め、採択する。
2. この目的のために、共同体は、加盟諸国がそうした事項に関する立場をより調和させることを支援するための調査研究と報告書を作成する。

第 22 章
一般最終規定

第 86 条 共同体本部

共同体本部は、ナイジェリア連邦共和国の首都に置かれる。

第 87 条 公式言語と使用言語

1. 共同体の公式言語は、英語、仏語、ポルトガル語に加えて、最高会議によって指定されたすべての西アフリカ言語とする。
2. 共同体の使用言語は、英語、仏語、ポルトガル語とする。

第 88 条 地位、特権、免除

1. 共同体は、国際的な法的人格を享受する。
2. 共同体は、各加盟国の領土内において以下のものをもつ。
 - a) 本条約のもとで付与された機能遂行のために必要な法的権能
 - b) 契約を結び、動産・不動産を取得し、保持し、処分する権能
3. 本条のもとでの法的人格の行使にあたっては、共同体は事務局長によって代表される。
4. 共同体、その諸組織、本部の職員に対して加盟諸国が承認し付与する特権と免除については、共同体特権免除一般議定書と本部に関する合意のなかで定められる。

第 89 条 効力発生と批准

本条約およびそれと不可分の部分を形成する議定書は、少なくとも 9 つの署名国が各国の憲法上の手続にしたがって批准したのちにそれぞれ効力を生じる。

第 90 条 改正と見直し

1. いずれの加盟国も、本議定書の改正および見直しのための提案を提出することができる。
2. そうしたいずれの提案も、事務局長に提出され、事務局長が提案の受理から 30 日間以内加盟諸国に通知する。改正および見直しは、少なくとも 3 カ月の事前猶予期間が加盟諸国に与えられなければ、最高会議において協議されてはならない。
3. 改正と見直しは、本条約第 9 条の規定にしたがって最高会議によって採択され、すべての加盟諸国での憲法上の手続にしたがった批准に付される。それらは、本条約第 89 条の規定にしたがって効力を生じる。

第 91 条 脱退

1. 共同体からの脱退を望むいかなる加盟国も、事務局長に対して文書による 1 年間の事前通告を与え、事務局長が加盟諸国に通知する。1 年の期間の経過後、その事前通告が撤回されない場合には、同国は共同体の構成国であることを停止する。
2. 前項で言及された 1 年間、その加盟国は本条約の規定を遵守し、本条約のもとでの義務の履行に対して法的義務を負わなければならない。

第 92 条 暫定留保規定

1. 第 89 条の規定にしたがって本修正条約が効力を生じた場合には、1969 年 5 月 23 日に採択された、条約に関する国連ウィーン議定書の規定が 1975 年 ECOWAS 条約と本修正条約のもとでの加盟諸国の権利と義務の決定に適用される。
2. 1975 年の ECOWAS 条約は、事務局がすべての加盟諸国から本修正条約の批准書を受領したときに失効するものとみなされる。事務局長は、加盟諸国に文書で通知する。
3. 本条 2 項の規定にもかかわらず、1975 年以来なされてきたすべての共同体条約、議定書、決定、決議は、本条約と抵触しない限りにおいて有効である。

第 93 条 寄託

本条約とすべての批准書は事務局に寄託され、事務局は認証謄本をすべての加盟国に送付するとともに、批准書が寄託された日付を通告し、アフリカ統一機構、国連、理事会が定める他の機関に同議定書を登録する。

以上の証拠として、私たち、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) の国家元首政府首脳は、本条約に署名した。

1993 年 7 月 24 日にコトヌにて。

ともに等しく正文である英語、仏語、ポルトガル語の原本を作成した。

署名

ベニン共和国

N・ソグロ大統領閣下

ブルキナファソ

ブレイズ・コンパオレ大統領閣下

カボベルデ共和国

C・A・ワハノン・デ・カルヴァロ・ヴェイガ首相閣下

コートジボアール共和国	A・D・ワタラ首相閣下
ガンビア共和国	ダウダ・ジャワラ大統領閣下
ガーナ共和国	ジェリー・ジョン・ローリングス大統領閣下
ギニア共和国	ランサナ・コンテ大統領閣下
ギニア・ビサウ共和国	ジョアン・ベルナルド・ピエイラ大統領閣下
リベリア共和国	エイモス・ソーヤー国民統合暫定政府大統領閣下
マリ共和国	アルファ・ウマール・コナレ大統領閣下
モーリタニア・イスラーム共和国	アハメド・ウルド・ゼイン官房長閣下
ニジェール共和国	M・ウスマン大統領閣下
ナイジェリア連邦共和国	I・B・ババンギダ大統領閣下
セネガル共和国	ハビブ・ティアム首相閣下
シエラレオネ共和国	バレンタイン・ストラッサー国家元首閣下
トーゴ共和国	ファンバレ・ワタラ・ナチャバ外務大臣閣下